

京都市告示第 9 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、社団法人京都市観光協会を京都市公金収納受託者として、元離宮二条城の入城料等の徴収及び収納事務を委託します。

平成22年4月1日

京都市長 門川 大作

(元離宮二条城事務所)